

平成29年度行政監査結果報告書の概要

1 監査のテーマ

道立学校における私費会計について

2 監査の目的

道立学校における教育活動費については、公費に加えて団体会計や学校徴収金会計等の私費があり、これらの経費により教育活動を展開しているが、私費会計改善の視点や事務処理を進めるに当たっての基本的な事項等を取りまとめた「私費会計事務処理マニュアル」の策定から10年以上経過したことから、各道立学校が定めた「学校団体会計事務処理要領」及び「学校徴収金会計事務処理要領」に沿って適正に事務が行われているかについて検証することとし、監査を実施した。

3 監査対象等

教育庁、各教育局、各道立学校を対象とし、教育庁に対して各道立学校からの調査票の提出を求めるなどして、定期監査と同時期に監査を行った。

4 監査の結果

監査結果の着眼点	是正又は改善を要する件数等	内 容
(1) 私費会計に係る収入事務及び支出事務は適切に行われているか。	10件 道立学校延べ53校	○納入通知文書の決裁を受けていないものなど ○日計票や経理簿を作成していないもの ○支出の決裁を受けていないもの
(2) 私費会計に係る現金・預貯金の管理は適切に行われているか。	13件 道立学校延べ52校	○印鑑保管と通帳保管を同一の者が行っているもの ○予算を編成していないもの ○出納計算書（出納確認簿）を作成していないもの
(3) 私費会計に係る決算報告等は適切に行われているか。	11件 教育庁、13教育局、 道立学校延べ61校	○決算書を作成していないもの ○保護者等に決算報告をしていないもの ○マニュアルに示されている内容が十分でないもの

5 監査委員の所見

- 各道立学校においては、納入金等を収納後、速やかに金融機関等へ預託を徹底するなどの改善をすること。
- 各教育局においては、財務事務随時指導の際、共通の着眼点を定めたりするなど指導方法を工夫し、特に改善が必要な道立学校に対しては毎年あるいは年に数回指導を行うことなどが望まれる。
- 教育庁においては、マニュアルを基にした取組みが不十分なものについて指導を徹底し、マニュアルの見直しの検討をすること。
- 私費会計については、公費に準じ、厳正に取り扱う必要があることから、事務処理について批判や不信感を与えないよう、より適正な事務処理が行われることを強く望む。